

虐待防止のための指針

社会福祉法人 新宮偕同園

1. 身体的拘束適正化に関する基本的考え方

(1) 施設としての理念

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

ご利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し
利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

ご利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者
に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

ご利用者にわいせつな行為をする、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由
なく制限すること。

3. 虐待防止委員会に関する事項

(1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置します。

なお、委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、生活相談員、介護支援専門員、各部署役職者、介護職員、看護職員等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。

(2) 委員会は、6月、9月、12月、3月の第3木曜日に開催します。

(3) 委員会の議題は担当者が定めます。

具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ① 前回の振り返り
- ② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ③ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ④ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ⑤ 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑥ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑧ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑨ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑩ 今回の議論のまとめ 共有

4. 虐待防止のための職員研修に関する事項

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

【研修内容プログラム】

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

【研修実施回数】

実施は、10月と1月に行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実務開始前に実施します。

【記録】

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- (2) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、最新の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。
- (4) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 入所者等に対する方針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者及びその家族、地域住民が自由に閲覧できるように当施設のホームページで公表します。

2022年9月作成